

第57号議案

公益法人の残余財産処分許可について
(財団法人岡島美術財団)

別紙のとおり、公益法人の残余財産処分を許可する。

平成25年3月25日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

財団法人岡島美術財団から申請があった残余財産の処分について、審査の結果適当なものと認められることから許可したいので、この案を提出する。

1 今回の申請

残余財産処分許可申請

○存続期間満了時(平成 25 年 3 月 31 日)の残余財産約 7,059 千円(解散時見込)から精算に要する費用を除いた全額約 6,964 千円を、福井県立美術館に寄付

当該法人は、平成 25 年 3 月 31 日までを法人の存続期間とする寄附行為の改正を実施しており(平成 24 年 1 月 20 日開催の教育委員会において認可済)、変更後の寄附行為に基づき、残余財産処分の許可を行いたい。

(24年度は、ホームページ作成事業、展示環境整備事業、ワークショップ開催事業、その他小冊子、記念グッズ作成を実施)

2 財団法人岡島美術財団について

(1) 目的

岡島辰五郎が福井県に寄贈した美術品および福井県立岡島美術記念館が所蔵していた美術品等(以下「美術品等」という。)の展示公開活動を援助し、あわせて県民の美術に対する関心を高め、もって文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業

- 美術品等の展示会に対する援助
- 美術品等の調査研究に対する援助
- 美術品等との出版物の刊行
- 美術品等の講演会、研究会の開催
- その他、目的を達成するために必要な事項

(3) 役員 理事5名(理事長:伊藤 恵造) 監事2名

(4) 残余財産 約 7,059 千円(預金、什器備品等 解散時見込)

別紙

福井県教育委員会指令教振第181号

福井市大手三丁目17番1号福井県観光
営業部文化振興課内
財団法人岡島美術財団
理事長 伊藤 恵造

平成25年3月21日付けで申請のあった残余財産の処分については、申請のとおり許可します。

平成25年3月 日

福井県教育委員会

岡 島 第 1 号
平成 2 5 年 3 月 2 1 日

福井県教育委員会 御中



財団法人 岡島美術財団
理事長 伊藤 惠造

残余財産処分許可申請書

本法人の残余財産を処分したいので、福井県教育委員会の所管に属する公益法人の設立および監督に関する規則第 1 4 条の規定に基づき申請します。

記

1 添付書類

- (1) 解散理由書
- (2) 理事会における残余財産処分の決議の議事録
- (3) 財産目録
- (4) 残余財産処分方法書
- (5) 清算人名簿および就任承諾書
- (6) 残余財産の移譲を証明する書類
- (7) 寄附行為

財 産 目 録

平成25年3月31日現在・見込

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
(資産の部)		
I. 流動資産	1,185,387	
1 預金		
(1)普通預金		
福井銀行本店	180,951	
2 貯蔵品		
図録	886,500	
3 消耗品		
スタンドルーペ	117,936	
II. 固定資産	0	
III. その他固定資産	5,873,800	
1 什器備品	5,632,300	展示ケース、棚
2 ソフトウェア	241,500	岡島コレクションHP
資 産 合 計	7,059,187	
(負債の部)		
I. 流動負債	0	
II. 固定負債	0	
負 債 合 計	0	
正 味 財 産	7,059,187	

残余財産処分方法書

I 財産総額

1 解散時の財産	7,059,187円
合計	7,059,187円

II 解散及び清算諸費

1 解散事務費	95,000円
合計	95,000円

III 差引残余財産の額	6,964,187円
--------------	------------

IV 上記残余財産の処分方法

残余財産は、全額これを福井県（福井県立美術館）に寄附する。